総務文教常任委員会資料

令和８年３月２日

教育委員会事務局
こども未来部学校教育課

目　　次

部活動地域展開の進捗状況について

１　国の動きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　加東市地域クラブ活動認定状況について・・・・・・・・・・２

３　今年度と今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・３～５

1　国の動きについて

国では、令和５年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間」（令和５年度～令和７年度）を終えるにあたり、令和７年５月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、令和８年度から令和 13 年度までの６年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進しています。

そこで、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すため、令和７年 12 月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が作成されました。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(R7.12)から抜粋

ガイドラインには、①「改革実行期間」（前期：令和８年度から令和 10 年度、後期：令和 11 年度～令和 13 年度）の設定、②「地域移行」から「地域展開」への転換に加えて、新たに、③地域クラブ活動に関する認定制度の構築が示されました。

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るものの、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえ、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築するよう求められています。

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 （選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内 ・週２日以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和８年度末まで）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(R7.12)から抜粋

２　加東市地域クラブ活動認定状況について

加東市では、子どもたちが安全安心な環境でスポーツ・文化芸術活動を継続して行えるように、国に先駆けて認定制度を構築しました。子どもたちの活動を支援する団体を下記のとおり募集したところ、本市における部活動地域展開の趣旨を理解いただいた方々から、部活動にない競技等を含め20団体（運動12、文化８）の申請がありました。

［第１次募集］令和７年10月28日～令和７年11月22日

［第２次募集］令和７年12月２日～令和８年１月20日

申請があった団体を認定審査委員会（市教育委員会事務局で設置）で審査した結果、全て「加東市地域クラブ活動」団体として認定しました。

認定団体Ｋ【向上型】中学生を中心とした活動

認定団体Ｔ【交流型】多世代が参加する中に中学生も参加して交流する活動

認定活動Ｃ【参加型】様々な体験活動を通してレクリエーションを目的とする活動

【認定団体Ｋ】運動８、文化３

	競技名	対象	活動拠点（予定）	活動開始予定時期	備考
1	サッカー	男女	市内中学校	R8.8	平日：部活動、休日：地域クラブ
2	サッカー	男	市内グラウンド	R8.4	スポーツクラブ 21 から
3	フットサル	男女	スカイピア	R8.4	スポーツクラブ 21 から
4	柔道	男女	社武道館ほか	R8.4	スポーツ少年団から
5	バドミントン	男女	東条学園	R8.4	平日：部活動、休日：地域クラブ
6	バスケットボール	女	社学園	R8.8	平日：部活動、休日：地域クラブ
7	バスケットボール	男女	市内体育館	R8.4	新設
8	和太鼓	男女	さんあいセンター	R8.4	加東市文化連盟から
9	演劇	男女	社公民館	R8.4	新設
10	吹奏楽	男女	社学園	R8.秋頃	平日：部活動、休日：地域クラブ
11	バレーボール	男女	滝野中	R8.4	新設

【認定団体Ｔ】運動４、文化５

	競技名	対象	活動拠点（予定）	活動開始予定時期	備考
1	バスケットボール	女	市内学校	R8.4	スポーツ少年団から
2	パワーリフティング	男女	雷神ファクトリー	R8.4	パワーリフティング協会から
3	バドミントン	男女	東条学園ほか	R8.4	スポーツクラブ 21 から
4	絵画	男女	雷神ファクトリー	R8.4	雷神ファクトリー
5	陸上	男女	市内グラウンド	R8.4	スポーツクラブ 21 から
6	篠笛	男女	さんあいセンター	R8.4	北播磨伝統芸能委員会
7	よさこい	男女	さんあいセンターほか	R8.4	公民館サークル
8	民踊・舞踊	男女	さんあいセンターほか	R8.4	公民館サークル
9	フラエクササイズ	男女	さんあいセンターほか	R8.4	公民館サークル

３　今年度と今後の取組について

（１）令和７年度の取組

①　加東市部活動あり方検討委員会について

今後の部活動地域展開の在り方について協議を行う「加東市部活動あり方検討委員会」（令和５年度設置）をこれまで計 11 回開催しました。今年度は、具体的な制度設計やスケジュールについて協議し、今後の地域クラブ活動を運営していくにあたって必要な方針等の整備や地域展開スケジュールの見直しを図りました。

②　体制整備と制度設計

ア　「加東市部活動地域展開推進計画」の策定

「兵庫県部活動地域移行推進計画」をもとに、令和７年 11 月に「加東市部活動地域展開推進計画」を策定し、本市が目指す方向性を示しました。

地域展開スケジュール

イ　「加東市地域クラブ活動運営方針」の策定

地域クラブの運営上の実務的な手引きとして、「加東市地域クラブ活動運営方針」を策定しました。

ウ　「加東市地域クラブ活動に関する認定要項」に基づいた認定制度

中学生等が安全安心のもと、継続的にスポーツ・文化芸術活動等に親しむ環境の充実を図るとともに、中学生等の居場所づくりや健全育成、また、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現に向け、活動を希望する団体を認定し支援するための「加東市地域クラブ活動に関する認定要項」を作成しました。

エ　指導者資格取得にかかる費用補助

生徒や保護者が安全安心のもと、スポーツ・文化芸術活動等を行う体制を整えるため、地域クラブで指導する者に対して、指導者資格の取得に要する経費について補助金を交付するため、「加東市地域クラブ活動指導者資格取得補助金交付要綱」を作成し、支援体制を整えました。

対象者	加東市地域クラブ活動において、指導者または指導予定者で、次の①～③に掲げる事項を満たす者。 ①新規資格取得者（初めて指導資格、ライセンス等の取得を目指す者） ②有資格指導者（更なる上級資格、ライセンス等の取得を目指す者） ③資格取得及び有資格の更新をしたことを証することができる者		
対象資格	**公益財団法人 日本スポーツ協会**	**日本スポーツ協会各加盟団体の指導者資格**	**日本スポーツ協会各加盟団体が公認する指導者資格**
		スポーツ指導者基礎資格	スポーツコーチングリーダー
		競技別指導者資格	スタートコーチ
			コーチ１
			コーチ２
			コーチ３
		競技別指導者資格	コーチ４
	公益財団法人 日本パラスポーツ協会	初級パラスポーツ指導員	
		中級パラスポーツ指導員	
		上級パラスポーツ指導員	
	その他スポーツに関する公益法人などが公認する指導者資格		
対象経費	指導者資格取得にかかる講習会等の受講料、資料代、資格登録料、有資格の更新料等		

対象資格別一覧

③　部活動地域展開の理解促進

ア　加東市部活動改革シンポジウムの開催

令和７年 10 月 26 日(日)に、市民を対象に「加東市部活動改革シンポジウム」を開催しました。当日は２部構成で行い、第１部では「『青少年の文化・スポーツ環境はこう変わる！』～部活動の地域展開を踏まえて～」と題して、兵庫教育大学大学院の森田啓之教授から講演をいただきました。また、行政説明として本市のこれまでの取組や今後の地域展開スケジュール等について、説明しました。

第２部では、地域クラブ活動団体の設立に興味のある方を対象に説明会を行い、立ち上げに必要なことについて説明しました。

第１部で 64 名、第２部では 40 名の参加があり、参加者から申請手順や施設の利用等について質問がありました。

シンポジウムの様子【第１部講演】

イ　関係団体や教職員等への説明

地域でのスポーツ・文化芸術活動の各関係団体の総会等で、部活動地域展開の趣旨や今後のスケジュールについて説明しました。また、全教職員を対象とした「夏季研修会」や各中学校において、部活動地域展開のスケジュールや今後の動きについて説明しました。

加えて、令和 10 年度に中３となる現６年生に向けて、各中学校の入学説明会等において、部活動地域展開の趣旨や今後のスケジュール等について説明し、理解促進を図りました。

学年別進行表

④　部活動指導員の配置について

本市では令和２年度に部活動指導員を２人配置し、毎年度、下記のとおり指導員の増員を図り、令和７年度は、25 人を配置しました。現在、その内 12 人が休日・平日ともに指導を行っていただいています。令和８年度も 25 人の確保を目指し、令和 10 年度総体まで充実した指導体制を図ります。

部活動指導員配置人数(R8. 3. 1現在)

令和２年度	２人	令和３年度	５人	令和４年度	８人
令和５年度	１２人	令和６年度	１８人	令和７年度	２５人

（２）今後の取組

①「部活動の地域展開等推進事業」（国庫補助事業）を活用した支援

当面の間は、国の補助事業である「部活動の地域展開等推進事業」（令和７年度まで「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」（国庫委託事業））を活用し、活動を支援します。あわせて、学校管理下で実施する部活動も並行する期間があるため、引き続き、「中学校部活動指導員配置事業」（国庫補助事業）を活用し、部活動指導員の配置に努めます。

②　指導者の質の向上

子どもたちの無限の可能性を最大限引き出せるように指導者は常に自己研鑽を積まなければなりません。また、昨今の気象変動による熱中症対策、ハラスメントの防止、運営のガバナンスなど、適切な運営を行うために指導者の質の向上は必須です。これらへの対応のため、国や県、関係団体の研修受講を促進するとともに、市においても研修の機会を設け、指導者の質の向上を図ります。

③　子どもたちが参加しやすい環境づくり

部活動を継続する令和 10 年度総体までは、入部した生徒が充実した活動ができるよう支援することが大切であると同時に、地域クラブ活動へ参加しやすい環境を整えていくことが重要であると考えています。例えば、地域クラブ活動は各中学校区を越えた参加が可能なため、定期テスト等の実施期間や部活動の実施スケジュールを調整するなど、子どもたちが地域クラブ活動に参加しやすい環境づくりを目指します。

④　継続的な理解促進

地域クラブ活動の理念を共有し、地域全体で子どもを育てる環境づくりのため、様々な機会を通じて、部活動地域展開の理解促進を図ります。今年度と同様に、市民を対象としたシンポジウムの開催や各関係団体等への説明も継続的に実施します。

⑤　相談窓口の明確化

今後は地域クラブ活動団体の設立、申請の手続き、団体紹介、地域クラブの運営、活動への指導、活動参加に係る相談・手続きなど、幅広い相談や調整が想定されます。このため、当面の間は、市教育委員会が事務局となり、地域クラブ活動が円滑に進むよう努めます。

改革実行期間中における地域クラブ活動の運営については、活動時間帯や活動場所、地域展開が完了するまでの部活動との兼ね合いなど、学校や地域と連携した円滑な運営が求められます。また、公費に頼らない新たな財源確保や経済的困窮世帯への支援、地域クラブ活動の環境整備等、持続可能な運営について、今年度から活動する地域クラブの活動状況を参考に、成果と課題を整理しながら進めていく必要があります。

そのためには、教育委員会だけではなく様々な部署や関係者の連携が必要であり、今後も国や県の動向に注視しながら、改革の理念等を広く共有し、学校部活動の地域展開を丁寧に進めていきます。